

目 次

第1編 児童憲章	5
第2編 児童の権利に関する条約【抜粋】.....	6
第3編 教育基本法	16
第1章 教育の目的及び理念	16
第2章 教育の実施に関する基本	17
第3章 教育行政	19
第4章 法令の制定	19
第4編 学校教育法【抜粋】.....	20
第1章 総則	20
第2章 義務教育	23
第3章 幼稚園	25
第4章 小学校	26
第5章 中学校	29
第5章の2 義務教育学校	30
第6章 高等学校	31
第7章 中等教育学校	33
第8章 特別支援教育	34
第9章 大学	36
第10章 高等専門学校	38
第11章 専修学校	39
第12章 雑則	40
第5編 幼稚園教育要領	41
第1章 総則	41
第2章 ねらい及び内容	42
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	48

第6編 第2期教育振興基本計画【抜粋】	52
第7編 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について【抜粋】	60
第8編 今後の青少年の体験活動の推進について【抜粋】	68
第9編 人権教育の指導方法等の在り方について【抜粋】	77
第10編 生徒指導提要【抜粋】	90
第11編 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について	99
第12編 体罰根絶に向けた取組の徹底について	104
第13編 いじめ防止対策推進法【抜粋】	106
第1章 総則	106
第2章 いじめ防止基本方針等	108
第3章 基本的施策	109
第4章 いじめの防止等に関する措置	110
第5章 重大事態への対処	112
第6章 雑則	112
第14編 いじめの防止等のための基本的な方針【抜粋】	113

第6編 第2期教育振興基本計画【抜粋】

（平成25年6月14日 閣議決定）

第1部 我が国における今後の教育の全体像

Ⅲ 4つの基本的方向性

（第2期計画が目指す四つの基本的方向性）

- Iで述べた社会情勢や、IIで述べた教育の状況に鑑みれば、第2期計画期間においては、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」を達成すると同時に、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた各般の施策を推進していく必要があると考える。
- その際、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、社会的格差の拡大を食い止めるための仕組みを構築していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことなどが求められる。
- 以上を踏まえ、第2期計画にあっては、各学習機会を通じた以下の4つの横断的視点で教育の在り方を捉え、必要な方策を整理することとした。
- なお、その推進に当たっては、特に、教育における多様性の尊重、生涯学習社会の実現に向けた「縦」の接続、各セクターの役割分担を踏まえた「横」の連携・協働、教育現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働という視点に特に留意していくことが重要である。

（社会を生き抜く力の養成）

- 社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である第1「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。

（未来への飛躍を実現する人材の養成）

- あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引できるような人材、すなわち第2「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

（学びのセーフティネットの構築）

- 一方、厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、上記2点を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた第3「学びのセーフティネット」を構築する。

第11編 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

（文部科学省 平成25年3月13日）

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

第13編 いじめ防止対策推進法【抜粋】

平成25年6月28日法律第71号

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の**教育を受ける権利**を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その**生命又は身体**に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、**児童等の尊厳**を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。
- ② この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ③ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ④ この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

第3条（基本理念）

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。**
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。